

1. 主な検討事項

国民健康保険法第65条第4項に基づき、府が市町村から委託を受けて行う不正利得の回収に係る事務の内容

2. 検討の状況

委託事務の対象業務について、H29.12.27付け国通知に基づき実施するため検討を行った。

○府の平成31年度予算について、徴収金の受入を行う歳入歳出外現金の科目設定など必要経費の計上を行った。

○具体的に規約案を策定するにあたり、府内市町村における実態調査を行い検討を進めた。

○H29.12.27付け国通知の内容に疑義が生じ、地方自治法、民事訴訟法等との法的関係について、国や他府県に継続的に確認を行ったが、国から明確な回答が示されず、現時点で実施可能な内容に限定した規約としている。

※今後、厚生労働省から法的解釈等が示された場合、規約変更を検討する。

《参考》不正利得の回収に関する実態調査結果について【H30.8.30～30.9.7実施】

大阪府内で発生した平成27年度から平成29年度までの診療報酬に係る返還金(不正利得分)について

・3年間の請求額の平均は8,364,497円で、そのうち回収済額の平均は7,819,404円、**回収率の平均は93.5%**である。

・発生した不正利得のうち93.5%(3か年平均)が**調査(財産・所在)や法的措置を実施せずに回収**できている。

・未収額の内訳は**未着手と所在不明**である。未着手の債権は、着手すれば債権回収が見込めると考えられ、所在不明についても早期に着手すれば債権を回収できる可能性が高いと考えられる。

第40回事業運営WG(H30.11.8)
調査結果報告済み

3. 保険者努力支援制度(都道府県分)について【平成30年度の取組状況】

○市町村への指導・助言等の項目「不正利得に関する取り組み状況」についてエントリー済み。

《市町村と協議のうえ、委託規約を策定しているか。》 ⇒ 【資料9-2】

※平成30年度中に策定する必要があることから、現時点で、**実施可能な範囲において策定**。(次年度以降、見直し可)